

中小企業等への支援制度（令和8年度版）



創業や製品開発、販路拡張、工場の新設・増設を検討される事業者の皆さん、市の各種支援制度をご活用ください。

▼ 各支援制度のお問い合わせ先

支援制度	担当窓口	連絡先
①・②	産業振興課商工振興係	☎(63)2182 メール:sangyou@city.kanuma.lg.jp
③・④	産業振興課産業振興係	☎(63)2196 メール:sangyou@city.kanuma.lg.jp
⑤・⑥・⑦	産業誘致推進室	☎(63)2266 メール:sangyosuishin@city.kanuma.lg.jp

① 創業者への支援

支援制度名	補助率・補助限度額等	対象経費
① 個店整備事業補助金	1/2以内かつ、 誘導区域内*は 40万円 まで 誘導区域外*は 20万円 まで	飲食・小売・サービス業の、既存店舗の改修工事や、汎用性の低い備品・設備等の購入費
② 空き店舗等活用新規出店支援事業補助金	1/2以内かつ、 誘導区域内*は 月4万円 まで 誘導区域外*は 月3万円 まで	飲食・小売・サービス業で、市内で空き店舗等を活用して新規出店する際の、オープンから1年間の店舗家賃
③ 市制度融資 中小企業創業資金	創業は 500万円 まで 事業転換は 1,000万円 まで 利率： 1.75%～1.85%	事業経営に必要な設備資金・運転資金を融資

*誘導区域とは、鹿沼市立地適正化計画で定めている「都市機能誘導区域」をいいます。

※①②制度は、鹿沼市外から市内へ店舗を移す移転者も対象となります。

※①②制度を利用する創業者は、鹿沼市が発行する特定創業支援事業に関する証明書が必要です。

※③特定創業支援事業に関する証明書が発行されている場合、利率がさらに0.1%引き下げになります。

② 中小企業等への支援

支援制度名	補助率・補助限度額	対象経費
個店整備事業補助金 ※既存店舗	1/2以内かつ、 10万円 まで	飲食・小売・サービス業の、既存店舗の改修工事や、汎用性の低い備品・設備等の購入費
販路拡張支援事業補助金	1/2以内かつ、 20万円 まで	販路拡張のための販売促進事業（イベント開催・HP・ECサイト作成等）の経費
デジタル化推進事業補助金	1/2以内かつ、 50万円 まで	市内事業者のデジタル化を加速し、ビジネス機会の創出・拡大や生産性向上に繋げることを目的とした業務効率化事業の経費
展示会出展支援事業補助金	1/2以内かつ、 30万円 まで ※前年度利用者は不可	地場産業製品等の販路拡大を目的とした見本市等への出展事業の経費
特許等出願支援事業補助金	1/2以内かつ、 特許権は 20万円 まで その他は 10万円 まで	特許権や実用新案権等の出願経費
物価高騰対策経営強化補助金	1/2以内かつ、 右記の①・生ごみ処理機： 30万円 右記の②： 50万円	省エネ設備（①・②）への買換え・生ごみ処理機の設置経費 ①LED照明・エアコン・冷蔵・冷凍庫 ②業務用給湯器・変圧器・産業ヒートポンプ・産業用モータ

③ 退職金制度への補助

支援制度名	支援額・支援限度額	支援内容
鹿沼市中小企業 退職金共済 制度加入促進補助金	1人 12,000円 まで ※1事業所 30万円 まで	従業員50人以下の市内事業所内で、新たに退職金共済制度に加入し、その加入期間が連続して12カ月となった正社員にかかる掛金を支援

④ 農林商工連携・6次産業化への支援

支援制度名	補助率・補助限度額	対象経費
農林商工連携・6次産業化 支援事業補助金	1/2以内 かつ、 3年以内の事業期間で 累計100万円 まで	農林商工の複数の事業者が連携して行う新製品・新商品の開発や、事業者自らが行う6次産業化事業の経費

⑤ 工場等の立地に対する支援

支援制度名	補助率・補助限度額	条件
工場適地立地 促進補助金	投下固定資産額 (固定資産税課税標準額) の 2% 以内かつ、 各年度 1,000万円 まで ※操業開始後に課税された年度から 3年間まで	製造業・物流業・研究施設・情報サービス施設で、以下をすべて満たすもの ①2,000㎡以上の土地に新設・増設し(※既存敷地内増設の場合は生産施設の増築を伴うものに限る)、土地取得後3年以内(※産業団地は5年以内)に工場等を操業 ②固定資産税の完納 ③投下固定資産額が2億円以上(※中小企業は5,000万円以上) ④常用雇用者が20人以上(※中小企業は10人以上)

⑥ 工場等の新設・増設に伴う、新たな雇用に対する支援

支援制度名	補助率・補助限度額	条件
雇用創出 補助金	市内新規常用雇用者1人 10万円 まで ※1事業所1回限り	市内新規常用雇用者が5人以上で1年以上継続雇用されていること

満たすと
更に!

⑦ 宿泊施設の立地に対する支援

支援制度名	補助率・補助限度額	条件
宿泊施設立地 促進補助金	対象固定資産に課された 固定資産税および 都市計画税相当額 ※営業開始の翌年度から5年間まで	旅館・ホテル等の宿泊業で、以下をすべて満たすもの ①令和12年3月31日までに、鹿沼市内で新設・増設してホテル営業等を開始 ②投下固定資産額が1,000万円以上 ※その他諸条件あり

国・県の中小企業支援制度はこちら

ミラサポ plus 補助金・助成金 中小企業支援サイト(経済産業省 中小企業庁)

<https://mirasapo-plus.go.jp/>



災害への備え
中小企業支援
合葬墓
職員採用
ふるさと納税寄附
空き家
仲人会/フラッシュユ
多面的農業
市民のひろば
みんなの健康
お知らせ
まる博